

2020年4月23日

学生・教職員各位

危機対策本部長（学長） 瀧口義浩

ゴールデンウィーク中の県外への移動・帰省について（要請）

新型コロナウイルス感染症予防に係る注意喚起につきましては、通知および通達により、種々危機対策本部から周知しているところです。

また、4月21日付「学校法人光産業創成大学院大学の活動指針」および「新型コロナウイルス感染症防止に係る教職員の在宅勤務の導入について(通達)」にてお知らせしています。

つきましては国及び静岡県の要請を踏まえ、ゴールデンウィークを含めた前後の期間に、普段通勤・通学を行っている住居（浜松市及びその近隣地域等）から、県外全て（特に特定警戒都道府県）への移動（自家用車含む）は自粛されるよう強く要請します。

本来であれば、休日等就業時間以外について本学から行動制限をすることはできませんので、自粛要請とさせていただいておりますが、現下の状況から判断した本学の意思の表れとご理解いただき、新型コロナウイルス感染予防のためにより慎重な対応とご協力をお願いいたします。

なお、当該期間中も下記に留意して行動していただきますようお願いいたします。

記

1. 不要不急の外出の自粛
2. 都道府県を跨いでの往来と地域外からの訪問者との接触回避
（特に特定警戒都道府県）
3. クラスター発生を防ぐため三密の回避
4. こまめな手洗い・うがいの徹底
5. マスクの着用と咳エチケットの実施
6. 手で触れる共有部分の消毒
7. 当該期間中に各位において急を要する事態が起こった場合、学生は指導教員、教員については分野の責任者、事務職員は総務課長へ連絡してください。

※特定警戒都道府県…東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府（13都道府県）

以上